(2)　(1)に該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等に対し(1)(i)から(iv)までに掲げるいずれかの措置を一年間継続した後、次に掲げるいずれかの措置を講じたもの

(i)　一週間の所定労働時間を二時間以上延長する措置

(ii)　賃金を五パーセント以上増額する措置又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、昇給制度を整備する措置、賞与制度を整備し、かつ、当該制度に基づき賞与の支給を行う措置若しくは退職金制度を整備し、かつ、当該制度に基づき退職金の積立てを行う措置

ニ　ハの措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主

二　次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハ(1)(i)から(iv)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主（ロに該当する事業主を除く。）　三十万円（中小企業事業主（小規模企業事業主（その常時雇用する労働者の数が三十人以下である事業主をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）にあつては四十万円、小規模企業事業主にあつては五十万円）

ロ　前号ハ(1)(i)から(iv)までに掲げるいずれかの措置を一年間継続した後、同号ハ(2)(i)又は(ii)の措置を六箇月間継続した事業主　四十五万円（中小企業事業主にあつては六十万円、小規模企業事業主にあつては七十五万円）

4　第二項第一号又は前項第一号に該当する事業主に対しては、その雇用する有期契約労働者等一人につき、社会保険適用時処遇改善コース助成金又は短時間労働者労働時間延長支援コース助成金のいずれか一方のみを支給する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、社会保険適用時処遇改善コース助成金及び短時間労働者労働時間延長支援コース助成金のほか、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下この条において「新雇保則」という。）附則第十七条の二の七第二項第一号（ハを除く。）に該当する事業主であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、それぞれ当該各号に定める額（一の事業所において、対象者一人につき、当該各号に掲げる額のいずれかの額）を支給するものとする。

一　新雇保則附則第十七条の二の七第二項第一号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した後、同条第三項第一号ハ(1)(i)から(iv)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主　四十五万円（中小企業事業主（新雇保則第百二条の三第一項第二号に規定する中小企業事業主をいい、小規模企業事業主（新雇保則附則第十七条の二の七第三項第二号に規定する小規模企業事業主をいう。以下同じ。）を除く。次号において同じ。）にあっては六十万円、小規模企業事業主にあっては七十万円）

二　新雇保則附則第十七条の二の七第二項第一号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した後、同条第三項第一号ハ(1)(i)から(iv)までに掲げるいずれかの措置を一年間継続し、同号ハ(2)(i)又は(ii)の措置を六箇月間継続した事業主　六十万円（中小企業事業主にあっては八十万円、小規模企業事業主にあっては九十五万円）

ずることが就業規則その他の書類により確認できる事業主　三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ　前号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した後、同号ハ(1)(ii)の措置を六箇月間継続した事業主　三十七万五千円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

ニ　前号ハ(1)(i)の措置を二年間継続した後、同号ハ(1)(ii)の措置を六箇月間継続した事業主　三十七万五千円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

ホ　前号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した後、同号ハ(1)(iii)から(vi)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主　三十七万五千円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

ヘ　前号ハ(1)(iii)から(vi)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主　二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、三十万円）